

平成20年度

第1回 宇都宮市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 平成20年8月7日(木) 午後3時～

2 会 場 宇都宮市役所 14A会議室

3 出席委員

被保険者代表 横松 盛人 委員 舟本 肇 委員 真壁 英敏 委員  
井上 尉央 委員 鹿野 順子 委員 加藤 一克 委員  
保険医・ 五味 秀幸 委員 中澤 堅次 委員 大和田 恒夫 委員  
保険薬剤師代表 高橋 邦生 委員 小林 豊 委員  
公益代表 菊地 公史 委員 福田 久美子 委員 今井 昭男 委員  
渡辺 政行 委員 江連 晴夫 委員 坂本 千代子 委員  
被用者保険代表 五月女 良一 委員 村井 一成 委員

(以上19名)

4 欠席委員

被保険者代表 吉澤 亜希子 委員  
保険医・保険薬剤師代表 村山 茂樹 委員 土川 康夫 委員  
公益代表 五月女 伸夫 委員  
被用者保険代表 入野 俊昭 委員 (以上5名)

5 出席職員

保健福祉部長 桜井 鉄也 保健福祉部次長 石川 啓太郎  
保健福祉総務課総務担当主幹 熊谷 照夫  
保険年金課長 菊地 勇己 健康増進課長 鈴木 治  
保険年金課長補佐 栃木 邦雄 管理グループ係長 小太刀 義夫

国保給付グループ係長 黒須 正宏                      国保税グループ係長 篠崎 龍夫  
収納グループ係長                      真分 則男                      健康診査グループ係長 入江 孝子  
管理グループ総括主査                      野沢 努

6 会議録署名人                      横松 盛人 委員                      五味渕 秀幸 委員                      (議長指名)

7 付議事項

(1) 議案第1号

- ・宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について

(2) 報告事項

- ・報告第1号                      平成19年度 国民健康保険特別会計の決算状況について
- ・報告第2号                      平成20年度 国民健康保険税の賦課状況について
- ・報告第3号                      国民健康保険税の特別徴収について
- ・報告第4号                      宇都宮市特定健康診査等実施計画について

(開会 午後3時)

**【事務局】** 定刻となりましたので、ただ今から、平成20年度第1回「宇都宮市国民健康保険運営協議会」を始めさせていただきます。

なお、会長、会長職務代理者が不在でありますので、会長が選出されるまでの間、事務局で進行を務めさせていただきます。

初めに、委員の皆様をご紹介申し上げます。会議次第裏面をご覧ください。

まず、被保険者を代表する委員7名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、保険医・保険薬剤師を代表する委員7名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、公益を代表する委員7名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

最後に、被用者保険等保険者を代表する委員3名の方をご紹介申し上げます。

(委員名簿に基づき紹介)

次に、事務局職員を自己紹介させていただきます。

(職員自己紹介)

本日は、会長が選出されておられませんので、宇都宮市国民健康保険規則第4条の規定により、年長者を仮議長として選出し、会議の進行をお願いすることになります。

仮議長につきましては、江連委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委員】 (「異議なし」の声)

【事務局】 それでは、江連委員には議長席にお移りいただき、会議の進行をお願いいたします。

【仮議長】 江連でございます。それでは、私が会長選出までの間、議長を務めさせていただきますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

それでは、定足数について事務局から報告願います。

【事務局】 報告いたします。本協議会の定足数は、24名ですが、本日出席されております委員は19名でありますので、宇都宮市国民健康保険規則第8条の規定による、会議の定足数を満たしておりますので、本会議が成立していることをご報告いたします。

【仮議長】 次に、協議事項の「議案第1号 宇都宮市国民健康保険運営協議会会長及び会長職務代理者の選出について」ですが、まず、会長の選出を行います。

選出の方法について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 お手元の資料の1ページをご覧ください。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条によりまして、会長は「公益を代表する委員の中から選出する」とされております。

また、選出方法につきましては、宇都宮市国民健康保険規則第15条により無記名投票とされておりますが、委員の皆様には異議がないときは指名推薦の方法を用いることができると規定されておりますことから、従来、この指名推薦の方法で会長の選出を行ってきたところであります。

【仮議長】 ただ今、事務局から説明がありましたように、従来、指名推薦の方法により選出しておりましたので、指名推薦により会長を選出することではいかがでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【仮議長】 ご異議がないようですので、指名推薦とさせていただきます。

どなたか推薦をお願いいたします。

【委員】 「今井昭男委員」が適任と思われますので、推薦いたします。

【仮議長】 ただ今、菊地委員から「今井委員」を推薦する旨の発言がありましたが、いかがでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【仮議長】 ご異議ございませんので、本協議会の会長は、「今井委員」に決定いたします。

皆様方のご協力によりまして、新しい会長が決定しましたので、これからの進行につきましては、会長をお願いいたします。

ご協力ありがとうございました。

【事務局】 江連委員ありがとうございました。

それでは、ただ今会長に選出されました今井委員には、会長席にお移りいただき、ご挨拶をお願いいたします。

【会長】 ただ今、皆様方のご推挙により会長に指名されました今井でございます。本日、皆様方には、お忙しい中ご出席いただき感謝申し上げます。

私も、これまでの議員としての経験から、国民健康保険を取り巻く状況は、極めて厳しいものと認識しております。

特に、人口の高齢化、医療技術の高度化等により医療費が増大する一方で、保険税収入は伸び悩んでおり、厳しい事業運営を強いられている状況にあります。

また、今年度から長寿医療制度がはじまりましたことから、国民健康保険におきましても、新たな支援金の創設や税の緩和措置などいくつかの改正があったところがございます。

このような中にありまして、市民の皆様が安心して医療が受けられますよう、本協議会もその機能を十分に発揮して、本市国民健康保険事業が健全に運営できるよう努力していく必要があるものと感じております。

どうか委員の皆様には、これまで以上のご支援、ご協力をお願いいたしまして、簡単ではありますが、就任の挨拶といたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、宇都宮市国民健康保険規則第4条に基づきまして、これからの進行につきましては、今井会長をお願いいたします。

【会長】 それでは、早速ですが、会長職務代理者の選出を行いたいと思います。

選出方法について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 会長職務代理者につきましては、会長の選出同様「公益を代表する委員の中から選出する」こととなっております。

また、選出方法につきましても、会長選出と同様、宇都宮市国民健康保険規則第15条により無記名投票とされておりますが、委員の皆様には異議がないときは、指名推薦の方法を用いることができると規定されております。従来、この指名推薦の方法で会長職務代理者の選出を行ってきたところであります。

【会長】 ただ今、事務局の説明のありました会長職務代理者の選出につきまして、従来、指名推薦の方法により選出を行ってきたので、指名推薦により会長職務代理者を選出することではいかがでしょうか。

【委員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 ご異議ございませんので、指名推薦により選出することといたします。

どなたか、推薦をお願いいたします。

【渡辺委員】 前年度から引き続き委員をなさっており、国民健康保険の事情に詳しい「坂本委員」を推薦いたします。

【会 長】 ただ今、渡辺委員から「坂本委員」との推薦がありました、いかがでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 ご異議ございませんので、「坂本委員」に決定いたします。

次に、会議録署名委員の選出を行います。宇都宮市国民健康保険規則第13条第4項の規定により、会議録に署名すべき委員は、議長の外2名を議長が会議に諮って定めることになっておりますので、「横松委員」と「五味渕委員」にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

【委 員】 （「異議なし」の声）

【会 長】 ご異議ございませんので、「横松委員」と「五味渕委員」をお願いいたします。それでは、会議次第に従いまして、進めてまいります。

「報告第1号 平成19年度国民健康保険特別会計の決算状況について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】 （資料に基づき説明）

【会 長】 事務局の説明が終わりました。

ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

【委 員】 去年辺りからの学童への医療費はこれにはどういうふうになるのか、額はどのくらいになるのか、参考までにお聞きします。

【事務局】 ただ今のご質問は、子供医療費の現物給付制度のことだと思っております、これは、昨年度は児童福祉課の所管となっております。国保に対する影響につきまして

は、3才未満のお子様は国保では自己負担が原則2割となっておりますが、この部分に関しまして、市の制度で補助することに影響が出てまいります。

国の補助金制度の中では、現物給付の対象者の割合が全被保険者数の1%を超えると国庫補助金が減額される仕組みになっており、それによって減額された分の2分の1は翌年度に県から補填される仕組みになっています。資料の2ページの「福祉対策費補助金」が昨年度に県から補填された額で、これは一昨年の減額分につきまして、約2,800万円が補填されましたが、実際に減額されたのはこの倍の額になっております。対象全体の件数は、国保加入者以外の方もおりますので、保険年金課として実数は把握しておりません。

【会 長】 他にございますでしょうか。

【委 員】 3ページの「保険給付費」は、予算額が300億円で、決算額が291億円ということで9億円近くの乖離があるのですが、理由は何かありますか。

【事務局】 基本的には、保険給付費は今までの1人当りの保険給付費の伸び率や、被保険者数の推移に加え、例えば急に何かの病気が流行するなどの不測の事態、そういったものを加味して予算計上しているところですが、大抵の場合、大きな流行病といったものがなければ、予算を下回るようになっております。

その理由の一つとしては、例えば、急に高額な支払いが発生した場合に、予算措置していませんと、被保険者の方が医療機関にかかった時に保険者が支払うお金がなくなってしまうと大変なことになってしまいます。かといって予算の執行については議会の議決が必要なため、議会まで補正予算を組めませんので、多少は多めの予算を計上しています。ですから執行率から申しますと、ほとんど2~3%の誤差の範囲内で収まっている状況になっておりまして、歳出の予算書の「対予算額割合」は「保険給付費」全体では96.7%で、だいたい3%前後の乖離になっています。

【委 員】 予算を組むにあたっては、歳入がどのくらいと予測をたてて、その中から保

保険料の負担額をはじきだすと思うのですが、不測の事態とかそういうものもなくてはなりません、保険料に跳ね返ってくるという心配もあるのでその辺どうなのでしょう。法との関係では、この辺の幅は目安というものは決められているのでしょうか。

【事務局】 法の規定の中では、何%以内の乖離で収めなさいという規定はございません。

【会長】 他にございますでしょうか。

【委員】 前年度と比較した決算額はどれくらいになりますか。

【事務局】 19年度につきましてはただ今ご説明申し上げたとおり約449億8千万円となっています。18年度は386億6千万円ということで、約18%の伸びとなっています。

【会長】 他にございませんか。

ご意見・ご質問がございませんので、次に、「報告第2号 平成20年度国民健康保険税の賦課状況について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【委員】 均等割と平等割の違いはなんですか。

【事務局】 均等割は1人当たりいくらかかかっておりまして、平等割は1世帯当たりいくらかかかっております。

【委員】 1世帯当りの課税額は19年度と比べると安くなっていますが、1人当りの課税額が99,656円と増えているのは、1人世帯が増えているということでしょうか。

【事務局】 19年度は後期高齢者の分が入ってしまっていて、19年度の1世帯当りの加入者が1.89人で、20年度は世帯加入者が1.76人ということで、後期高齢者の分が抜けて、1世帯当りの課税金額が20年度は少なくなっています。1人当りの課税額が20年度は増えていますかというご質問ですが、19年度については後期高齢



者の分が入っていて、その中に介護保険が入っていました。今回約2割の人が後期高齢者で抜けたので20年度は介護保険の影響が強くており、平均すると19年度と20年度はレベルにするとほぼ同じ位の数字になります。

【委員】 介護保険の影響が強く出ているというのはどういうことでしょうか。介護保険分を含めた、介護保険料の関係で、ということですか。

【事務局】 そうです。

【会長】 他にございませんか。

ご意見・ご質問がございませんので、次に、「報告第3号 国民健康保険税の特別徴収について」事務局の説明を願います。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会長】 事務局の説明が終わりました。ご意見・ご質問がありましたらお願いします。

【委員】 特別徴収の対象世帯は、国保加入者全体のどの位になりますか。

【事務局】 7月に最初の納付書を送った時点で、6,265世帯となっておりまして、全体の約7.8%の方が特別徴収になります。

【委員】 全体の7.8%ということですが、国の特別対策で口座振替による納付が可能な方がいますが、この方たちへの周知方法とか手続きの方法は今までどのようになされてきたのでしょうか。

【事務局】 周知につきましては、急遽7月に国で決まりまして、納付書を出した後でしたので8月の広報誌に載せてご案内しました。

後は、特別徴収の通知書を出した後で問い合わせがありまして、「年金からの差し引きは希望しない方については口座振替での納付が可能です」と、ご案内を今しているところです。

【委員】 対象となる方というのは、前期高齢者の方で、その方達に対して8月の広報だけでは不十分ではないでしょうか。

【事務局】 国の方から通知をいただいたのが7月でして、その時点で既に納付書を出した後だったものですから、急遽、広報誌に載せたわけですが、委員の言われるように周知が不十分なところもありますので、窓口におきまして皆さんに周知していきながら、更に検討していきたいと思います。

【委員】 年金天引きだと住民税が上がってしまうとか、口座振替だと控除ができるのか報道を聞きましたが、おわかりでしょうか。もし、格差がつくとしたら周知をきちんとしなければ不公平となってしまうのではないのでしょうか。

【事務局】 周知につきましては、これからも広報誌などを活用したいと思いますが、他にどういふものが活用できるか、併せて研究していきたいと思います。国の特別対策の実施がかなり急に進んでいるので、決定された時点で県を通して市町村に流されてくる関係上、スケジュールが追いつかないところもありますが、十分周知できるように対応してまいりたいと思います。

【事務局】 マスコミなどで、影響があるかないかといった話があったと思いますが、国保税については世帯主課税ということで、世帯主から特別徴収でいただいて、世帯主が確定申告や住民税申告をするものですから、後期高齢者の個人別と違いまして影響は少ないということで、申告した結果、後で課税額が増えるといったことは少ないと考えています。

【委員】 今の確認をしたいのですが、5ページにある対象世帯、これは65歳から74歳までの方が、世帯主が75歳以上の後期高齢者であれば抜けるわけですが、65歳から74歳の方は年金から天引きされますね。ところが、これを見ると世帯主の口座から支払うこともできます。では、世帯主の口座から引いた場合は世帯主の確定申告の所得から控除されますね。そうすると65歳から74歳の方が、年金から天引きされた場合は控除されませんか。

【事務局】 確定申告の社会保険料控除のご質問かと思いますが、世帯主に税金の支払い

をしていただくのが国民健康保険税で、65歳から74歳までの世帯主と国保加入者だけの世帯については、社会保険料控除として国保の保険税をお支払いいただいた分が控除になるということで、今までと同様でありまして、申告する時に、年金で控除されたものを社会保険料控除とするのか、税務署に行かれてこの金額を納付書で払ったということで控除になるかということだと認識しております。

【委員】 従来、年金をもらっている65歳から74歳までの方は、介護保険料は天引きされていて、この天引きされた介護保険料は世帯主の控除対象にはなっていないですね。

【事務局】 奥さんの介護保険料ということですか。

【委員】 そうです。

【事務局】 奥さんの分はなりません。

【委員】 65歳から74歳までの方は奥さんの年金から天引きされますよね。

【事務局】 国保では世帯主課税なので、ご主人と奥さんの分を併せて、世帯主であるご主人が今までと同じように支払うということで、年金からその額を天引きする形をお願いしています。個人課税ではないので別々ではございません。

【委員】 65歳から74歳までの方が年金を受取る際に、従来は介護保険料だけ天引きされていて、今度は2つ天引きされますよね。

【事務局】 65歳から74歳までの方でご主人と奥さんが国保に加入している場合に、ご主人が、ご主人本人と奥さんの分を併せて年金からの天引きによって国保税を納めていただきます。介護保険の場合は、ご主人と奥さんが別々に年金から天引きされる仕組みとなっています。

【委員】 世帯主が75歳過ぎて後期高齢者になったら奥さんは国保に1人だけとなる。それで控除になるのですか。

【事務局】 あくまで世帯主に税金を納めてもらうので、世帯主がご主人であれば、今ま

で同様奥さんの分をご主人に納めていただきます。その場合には特別徴収ではなくて自主納付で口座振替や納付書で納めていただくことになります。

【委員】 介護保険料はこの奥さんの分は課税対象とならないですね。

【事務局】 今のようなパターンであればなります。

【委員】 夫が75歳を過ぎた後期高齢者で、妻が65歳から74歳までであると保険は別に分かれて、奥さんの口座から天引きされますね。この天引きを世帯主の口座から払ってもよいことになっていますね。ただ払わなければ年金から天引きされますね。

【事務局】 今のような75歳以上の方については、奥さんが国保に入っている場合は年金から天引きにはなりません。

【委員】 なぜこのような質問をしているかという、非常にわかりづらくて、口座振替で払うならばご主人の口座で払うわけですから控除の対象になり、奥さんが自分のもらう年金から引かれたならば、世帯主と関係ないのではないかと心配するわけです。

【事務局】 ほとんどの方が今のようなパターンで、委員のご質問の内容であれば、ご主人に納めていただくことになっています。

【委員】 ご主人は納めない。奥さんの年金から天引きされてしまうのだから。

【事務局】 そうではなくて、後期高齢者の納付の方法については、ご主人に自主納付ということで、年金天引きではなく納付書で納めていただくようお願いをしているところです。

【委員】 奥さんは天引きにならないのですか。

【事務局】 なりません。

【会長】 今後、市民にどう説明していくのですか。

【事務局】 今回のことにつきましては、制度が非常に複雑化しており、前期高齢者の取り扱いで世帯主を含めた全ての人が65歳から74歳までの場合に限ったの取り扱いになりますから、ただ今の質問のようにご主人が先に後期高齢者に移った場合につい

ては年金から引かなくて普通にお支払いいただくことになりますので、さらにわかりやすくいろいろなパターンを作りまして、世帯にお配りするなど様々な手法があろうかと思いますが、医療制度改革に伴う改正でありますので、一人ひとりにわかりやすい広報が必要だと思っておりますので、工夫してやっていきたいと思っております。

【委員】 心配なのは8月15日という期限がありますので、その日までに手続きをしないとどうになってしまうのですか。

【事務局】 8月15日は、10月からの年金天引きを口座振替にさせていただく場合であって、それを過ぎた場合は10月以降の取り扱いとなります。口座振替は少し遅れますができることとなります。

【委員】 今の話の中で、ご主人が後期高齢者になられて新たに奥さんが1人で国保の加入者になられた方に対しては、納付書が送られたということで理解してよろしいでしょうか。

【事務局】 今まで口座振替の方であれば、口座振替をお願いします。

【委員】 今まで口座振替というのはありえないのでは。

【事務局】 今までもご主人が世帯主であれば、あります。

【委員】 奥さんが新たになられた方でもそのまま口座振替になって、ご主人が世帯主で入られていてそれを今までと理解してよろしいでしょうか。そういう方は新たな口座振替の手続きは必要ないということですね。

影響は少ないということでしたが、パッとわかるようにもう一度説明してください。

【事務局】 国保税は世帯主で納めていただきまして、年金天引きであっても奥さんとご主人の分を併せて世帯主の年金で天引きすると、それが社会保険料控除で税務署に申告できますので今までとルールは同じであります。ただ、後期高齢者の方は奥さんとご主人それぞれ別の年金から引かれますから、申告でそれぞれ引かれた分を控除することになりますから、今までは、例えば、ご主人の方で奥さんの分を含めて控除申告

していたものが、今後は含めて出せないということでもありますから、後期高齢者の場合は課税の申告上影響がでてきます。これからいろいろな取り組みがでると思われま  
す。

【会 長】 ご意見・ご質問がございませんので、次に、「報告第4号 宇都宮市特定健康  
診査等実施計画について」事務局の説明をお願いします。

【事務局】 (資料に基づき説明)

【会 長】 事務局の説明が終わりました。

ご意見・ご質問がありましたら、お願いします。

【委 員】 数字の確認をしたいのですが、健診の受診率の目標が掲げられていますが、  
今までの基本健診は40歳以上の全ての市民の方が対象でしたが、その受診率25.  
4%は、分母が40歳以上の全ての市民の方々なのでしょうか。今度目標値に挙げら  
れている、20年度でしたら30%、21年度で40%というのは、国保加入者の4  
0歳以上の方と考えてよろしいでしょうか。

【事務局】 そのとおりです。今までは、市民を対象にした基本健診ですので、分母は4  
0歳以上の市民が対象者になります。これからの目標値につきましては、先ほど説明  
がありましたように各保険者に義務付けられたものですから、あくまで国保の対象者  
が分母・分子になっております。

【委 員】 今までの、国保の中での25.4%というつかみ方は、他の保険に入ってい  
る方達はつかんでいない数字と考えてよろしいでしょうか。

【事務局】 25.4%は、国保加入者の74歳までの方の受診率です。

【委 員】 国保加入者のですか。

【事務局】 はい。被保険者の受診率ということで、4ページの下段の表に載せています。

【委 員】 目標値との関係では、分母は同じと考えてよろしいですね。

そうなる、目標値は大変な数字だと思っているのですが、見通しとしてどうなの

でしょうか。

**【事務局】** 目標値につきましては、未受診者の方々への働きかけなどいろいろ検討しまして、目標値に近づけるようにやっていきたいと思っておりますけれども、確かに高い数字だと認識しております。

**【委員】** 国の示した参酌標準に沿って計画を立てられていると理解していますが、大変なことだと思っています。そういう中でこれを具体化していくためのいろいろな方策が求められていますが、メタボ健診に関してはいろいろな意見があって、新聞など見てみると、メタボの捉え方は日本ではウエスト周りを重視しているわけで、欧米の評価も様々に分かれていて、血糖値とか血圧とかに重きを置いて、ウエスト周りは先に置いておいて抽出の仕方をしている国もあるのですけれど、果たしてメタボだけに力を入れていくことが市民の健康を積極的に守っていくことにどれくらい効果があって、市の担当者の方達が努力して受診率の目標値に近づける、それが市民の健康を維持していくために本当につながっていくのか疑問に思っています。そういう努力が水の泡にならないように、中身そのものが、いわゆる糖尿病とか脳血管障害などに限らずに、癌とかが死亡率が高いわけですから、そちらの方にもぜひ力を入れながら、市民のために努力をしていただきたいと思います。

**【会長】** 他にございませんか。

ご意見・ご質問がございませんので、次に「その他」に移ります。委員の皆様からは、何かございますでしょうか。

**【委員】** 特定健診等実施計画の中に1人当たり医療費の推移があって、年々上がっていくのが記されていますが、国のデータで見たものに年齢階層別に1人当たりの医療費を計算していくと、年齢が決まるとほとんど10年間動いていない。詳しく言うと50歳から55歳の方が1年で50万円だとするとずっと10年間同じくらいで、これが75歳になるともうちょっと上がるのですが、同じように10年間横並びになってい

るので、おそらく年齢が高い方が多くなっていることを示しているのではないかとと思われるので、年齢階層別に調べていただければ今後の参考になると思いますので提案させていただきます。

【事務局】 ただ今のご意見を踏まえましてよく調べてみたいと思います。

ここに掲載しましたグラフですが、国民健康保険中央会が出している事業報告を参考にしたものです。

【委員】 1人当たり医療費が、宇都宮が県全体と比べて高い中で、きちんと分析しないと、今後、医療のどこに力を入れていくのか出てこないと思いますので、その辺の分析をお願いしたいと思います。

【会長】 活発なご意見ありがとうございました。

その他何かございますでしょうか。

【委員】 2点あるのですが、一つは、社会状況の中で所得格差が拡大してきていると認識しています。その中で、国保税が高いという実感が、所得の低い層の人達は強いだろうと感じています。できるだけ滞納を作らないという取り組みがここ数年強められてきているので、収納率はいくらか良くなってきていると思うのですが、格差の点では国保の加入者の、例えば個人事業主の方がどう払うのかという現実をたくさん聞いています。そういう中で保険税の減免要綱がありますが、その中で風水害や火事とか急に所得が下がってしまった場合は減免になることもありますけれど、今の不況の状態でも去年も今年も生活保護基準ぎりぎりでも何とかやっている事業主の人達からの要望も聞いています。そういう人達は保険料を払うと生活できなくなってしまう。ご飯を食べるともう払えないというようなぎりぎりの方達の保険料が少しでも減免できるような要綱が必要だと考えています。他の自治体では、要綱の中で生活保護世帯の2倍とか1.5倍とか基準を設けて、該当する方は減免しているところもあるので、早急に検討していただきたい。



もう一つは、入院した際の高額医療費、一時的に支払わなければならないということで貸付制度があるかと思います。ほとんどの医療機関では手続きとくに協力いただいています、一部協力いただけていない医療機関があると認識しているのですけれども、その辺の指導はどのようになっているのですか。

【事務局】 一点目の減免についてですが、前年の所得に課税しているのですけれども、きちんと納めていただいている方、納めていただけていない方がおりますが、正直に納めている方が馬鹿をみないように、滞納につきましては被保険者の状況をよく見ながら減免要綱と照し合せながら判断してまいりたいと考えております。

また、高額医療費のことにつきましては、よく調べてみたいと思います。

【委員】 高額療養費は、おそらく今は天引きになっていると思います。

【事務局】 入院の方は限度額認定ということで、申請していただければ一定額だけの支払いで済む制度がございます。

それから貸付につきましては、どこの医療機関までがという積極的なPRはしていないのが現状です。情報があればPRしていきたいと思います。

【委員】 減免要綱については、今あるものはそれでよくて、それに加えて急に収入が少なくなった方に関して、きちんとした額を要綱の中に盛り込むことで該当する人が出てくるので減免要綱の見直しそのものをお願いしたい次第です。

【事務局】 他市の状況などもよく調査してみたいと思います。

【会長】 他にありませんか。委員の方々からの質問はよろしいでしょうか。

それでは、事務局から何かありますか。

【事務局】 次回の会議は、2月頃開催したいと考えております。具体的な日程につきましては早めにご通知差し上げたいと思います。

【会長】 ないようですので、これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。

長時間熱心なご討議をいただき、ありがとうございました。

【事務局】 ありがとうございました。

(閉会 午後4時40分)

この会議録に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

宇都宮市国民健康保険運営協議会

会 長 今 井 昭 男

委 員 横 松 盛 人

委 員 五 味 洵 香